

企業の経営者・教育担当者様へ

【特集】「人材開発支援助成金」ご利用案内 - 「ポリテクセンターいわき」等が実施する各種講座 にご活用をお願いします！ -

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部福島職業能力開発促進センターいわき
訓練センター(ポリテクセンターいわき)

生産性向上人材育成支援センター

〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場 1-1

☎0246-26-1231 Fax 0246-26-1237

ポリテクいわき 検索

『人材開発支援助成金』の概要

人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練の段階的・体系的な実施や人材育成制度を導入し、労働者に適用させた事業主等に助成する制度です。

具体的には、訓練関連の各コースは、従業員の職業能力開発についての計画(事業内職業能力開発計画、年間職業能力開発計画)に基づいて訓練を行った事業主に対して、訓練経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成します。また、事業主団体などが、傘下の事業主の雇用する労働者に対して、訓練を実施した場合に経費を助成します。

以下は厚生労働省がホームページなどで周知している「人材開発支援助成金のご案内」のパンフレットなどを参考に作成したのですが、詳細は、同案内をご覧になるか労働局にお問合せください。

■助成対象となる訓練等

雇用保険の被保険者に職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的とした訓練を実施した場合、その経費や賃金に対して助成します。

①特定訓練コース(対象：中小企業、大企業、事業主団体等)

- ・ポリテクセンター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)
- ・生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練
- ・中小企業等経営強化法において事業分野別経営力向上推進機関と認定され、さらに事業分野別経営力推進業務として行う事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う訓練
- ・専門実践教育訓練
- ・採用5年以内で35才未満の若年者への訓練
- ・熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練
- ・海外関連業務に従事する人材育成のための訓練
- ・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
- ・直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象とした訓練

②一般訓練コース(中小企業、事業主団体等)

上記①特定訓練コース以外の訓練

■助成額・助成率()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練	特定訓練コース		一般訓練コース (Off-JT)
	Off-JT	OJT	
賃金助成(1人1時間当たり)	760円 (380円)	—	380円
生産性要件を満たす場合	960円 (480円)	—	480円
経費助成	45% (30%)	—	30%
生産性要件を満たす場合	60% (45%)	—	45%
実施助成(1人1時間当たり)	—	665円 (380円)	—
生産性要件を満たす場合	—	840円 (480円)	—

<生産性要件を満たす場合とは!>

企業における生産性向上の取組を支援するため、生産性を向上させた事業主に対して、訓練に係る賃金助成額及び経費助成率について引き上げます。具体的には、申請する企業が次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に助成率を割り増します。

①助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、そ

の3年前に比べて6%以上伸びていること

②「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- ・「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させないことが必要です。
- ・今後、生産性の伸び率が6%に満たしていない場合でも、別に定める要件に合致する場合は「生産性要件」を満たすものとして取り扱うことがあります(決まり次第厚生労働省ホームページでお知らせします)。

<中小企業事業主の範囲>

下表のとおり、「主たる事業」ごとに、A又はBどちらかの基準に該当すれば中小企業事業主になります。ただし、資本金をもたない一般社団法人・公益社団法人・協同組合などはBによって判断します。

主たる事業	A 資本金の額又は出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

■支給対象となる経費(抜粋)

*ポリテクセンターいわき等の講座を受講した場合

受講に際して必要となる入学金・受講料・教科書代など、あらかじめ受講案内などで定めているもの。国や都道府県から補助金を受けている施設が行う訓練の受講料や受講生の旅費などは対象外

■支給対象賃金

訓練期間中の賃金について、賃金助成の対象となります。ただし、以下の場合は賃金助成の対象外となります。

- ・所定労働時間外・休日(振替休日(予め休日を振り替えた場合)を取得した場合は除く)に実施した訓練は、賃金助成の助成対象外。
- ・通信制による訓練等の場合は、スクーリング機関に依りて賃金助成の対象とします。通信部分の時間は賃金助成の対象となりません。
- ・育児休業中等の訓練、グローバル人材育成訓練のうち海外で実施する訓練は経費助成のみで、賃金助成はありません。

■対象となる事業主

次のすべての要件を満たす必要があります。

- 1 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 2 労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
- 3 職業能力開発推進者を選任していること
- 4 年間職業能力開発計画又は制度導入適用計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該計画を実施した事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勤奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものであること

→裏面に続く

企業の経営者・教育担当者様へ

【特集】「人材開発支援助成金」ご利用案内 -「ポリテクセンターいわき」等が実施する各種講座 にご活用をお願いします！-

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
福島支部福島職業能力開発促進センターいわ
き訓練センター（ポリテクセンターいわき）

生産性向上人材育成支援センター

〒973-8403 いわき市内郷綴町舟場 1-1

☎0246-26-1231 Fax 0246-26-1237

ポリテクいわき

検索

→裏面から続く

- 年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届を提出した日の前日から起算して 6 か月間の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用保険法第 23 条第 1 項に規定する特定受給資格者(以下「特定受給資格者」といいます。)となる離職理由のうち離職区分 1A または 3A に区分される離職理由により離職した者(以下「特定受給資格離職者」といいます。)として同法第 13 条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における支給申請書提出日における被保険者で除した割合が 6% を超えている(特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が 3 人以下である場合を除く。)事業主以外の者であること
- 従業員に職業訓練を受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払っていること(育児休業中の訓練、海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練を除く)
- 支給対象経費を事業主が全額負担していること(グローバル人材育成訓練において、海外で実施する訓練費用(住居費・宿泊費・交通費)を除く。)

『人材開発支援助成金』申請手続きの概要

「人材開発支援助成金」で「特定訓練コース」(生産性向上訓練)に該当するポリテクセンターいわき等が実施する各講座の受給申請手続きを中心に、以下に受給手続きの流れの概要を説明します。

①申請の準備(「事業主訓練実施計画届」「年間職業能力開発計画」に係る教育訓練体系(人材育成プラン)などの作成援助を希望する事業主は「ポリテクセンターいわき」にご相談ください)

- 「事業主訓練実施計画届(様式 1 号)」などの申請に必要な様式を入手する(最寄りの労働局又は厚生労働省のホームページからダウンロードする)
- 「事業内職業能力開発計画」を策定する(任意様式)
- 「事業内職業能力開発計画」を基に事業主は「年間+++職業能力開発計画(様式 3 号)」、事業主団体等は「訓練実施計画書(団体様式 3 号)」を策定する
- 「職業能力開発推進者」を選任する
- *申請書類が整っている事業主は直接労働局に提出してください
- *申請書類の作成等援助を希望する事業主は、「ポリテクセンターいわき(生産性向上人材育成支援センター)」まで来所してください。

②最寄りの労働局へ「訓練計画の作成・提出」

- 訓練開始の前日から起算して 1 か月前までに提出する
- 必要となる書類(事業主の場合の例)
 - 人材開発支援助成金 事業主訓練実施計画届(様式 1 号)
 - 企業の資本の額、出資の額、企業全体の常時雇用する労働者数がわかる書類(登記簿謄本、会社案内・パンフレットなど)
 - 年間職業能力開発計画(様式 3 号)
 - 訓練別対象者の一覧(様式 4 号)
 - 訓練対象者が被保険者であることを確認できる書類(雇用契約書(写))
 - Off-JT の実施内容などを確認するための書類(訓練カリキュラム、講義で使用するテキスト等)

■生産性向上訓練の場合

- 以下のいずれかの訓練等であることがわかる書類
- ポリテクセンターいわきなどで実施する能力開発セミナーが高度職業訓練であることが確認できる書類(訓練カリキュラム(写)、受講案内等)
- 中小企業等経営強化法において認定された事業分野別経営力向上推進機関が行う訓練であることがわかる書類(訓練カリキュラム(写)、受講案内等)
- 生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練の内容が確認できる書類(訓練カリキュラム(写)、受講案内等)
- 当該分野において労働生産性向上に不可欠な訓練であることが確認できる書類(訓練カリキュラム(写)、受講案内等)

③訓練の受講(実施)

- ポリテクセンターいわきの各講座等を受講します

④最寄りの労働局へ「支給申請書」の提出

- 訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内に申請します
- 申請に必要な様式を入手する(最寄りの労働局又は厚生労働省のホームページからダウンロードする)
- 必要となる書類(事業主がポリテクセンターいわき等事業外のコースを活用して実施した場合の例)
 - 「支給要件確認申立書」(共通要領様式第 1 号)
 - 支払方法・受取人住所届
 - 人材開発支援助成金 事業主支給申請書(様式 5 号)
 - 賃金助成・OJT 実施助成の内訳(様式 7-1 号)または(様式 7-2 号)
 - Off-JT 実施状況報告書(様式 8-1 号)または(様式 8-2 号)

「OFF-JT 実施状況報告書」の提出にあたり「ポリテクセンターいわき」が実施したコースの証明が必要な場合はお知らせください

- 申請事業主が訓練に係る経費を全て負担していることを確認するための書類(領収書、振込通知書、請求書など)
- 事業主が実施した訓練の実施期間中に賃金の支払いがされていることを確認できる書類(賃金台帳または給与明細書(写))
- 事業主が実施した訓練実施期間中の所定労働日及び所定労働時間の確認書類(就業規則、休日カレンダー等(写)、シフト表、賃金規定など)
- 訓練等実施期間中に出勤状況を確認するための書類(出勤簿又はタイムカード等(写))
- 訓練計画届(様式 1 号)提出時
- 受講料、教科書代などを支払ったことを確認するための書類(領収書及び受講料の案内など)
- 高度職業訓練を受講したことが確認できる書類(修了書(写)等)
- 生産性要件による引き上げを希望する場合
 - 生産性要件算定シート(共通要領様式第 2 号)とその根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳等)

◆詳しくは最寄りの労働局へお問合せください

◆インターネットで検索

人材開発支援助成金

検索